

親子農園事業用地の返還について

1 返還の理由

区では、都市生活の中で自然と親しむ機会の少ない親子等に農園を提供し、自然と親しむとともに、青少年の健全育成を図ることを目的に、土地所有者から用地を無償で借り受け、親子農園事業を実施している。

このたび、当該土地所有者より土地の返還を求める申し出があったため、令和2年6月30日をもって返還する。

2 親子農園事業の概要

- (1) 施設名称 しらさぎ親子農園
- (2) 所在地 中野区白鷺2-14
- (3) 事業開始 昭和46年度
- (4) 規模 2,385㎡ 全157区画（1区画約9.9㎡）
- (5) 利用対象
 - ① 18歳未満の子どもと同居する区内に住所を有する世帯
 - ② 区内に拠点のある青少年の健全育成を図る活動ができる団体・施設
- (6) 利用期間 4月1日～翌年2月末
- (7) 利用料 3,000円（年間）

3 返還に係る今後の対応

本年度の親子農園の利用は、例年の取扱いと同様に令和2年2月29日までとする。その後、区が原状復旧工事を行い、令和2年6月30日までに土地所有者に返還する。

4 今後のスケジュール

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 区民への情報提供（区報、HP等） | 令和2年1月下旬 |
| (2) 利用期間終了 | 令和2年2月29日 |
| (3) 原状復旧工事 | 令和2年3月～6月 |